

議長

農業委員現在数14名、出席12名、欠席2名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第5回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第9番高山委員さん、第10番梅田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

7月25日 総会、全協終了後、第1回土地部会を市役所会議室で引き続き行いました。加藤会長、石川職務代理、土地部会の方に参加をいただきました。8月8日 西多摩農業改良普及事業協議会が霞共益会館で行われました。普及センター、東京ドーム普及が事務局をやっています、西多摩の農業委員の会長、また3つあるJA西東京、JA西多摩、JA秋川の組合長、市の職員が参加をしてまいりました。加藤会長に参加をいただき、普及指導員のそれぞれの取り組み事例の発表などもありました。8月19日 東京都農業会議の臨時総会が吉祥寺で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。8月20日 青梅市振興団体連絡協議会の総会が開催され、霞共益会館で加藤会長にご出席をいただきました。8月22日 西多摩地区農業委員 農地利用最適化推進委員の研修会、こちら農業会議が主催するものでWebで開催されました。市役所会議室で行われ12名ご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。次に日程4の議案審議に入ります。それでは初めに議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件を上程いたします。

なお、整理番号1番については吉野委員さんに関係するものでございますので、先に審議と採決を取りたいと思います。会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、吉野委員さんには退席いただきます。

議長

それでは整理番号1番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 森田です。

整理番号1番について説明します。

8月21日 本人立会いの下、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番にはお茶が植えてあり、地番には夏野菜が植えてありました。手入れがされて
おり問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

先に整理番号1番の採決を取ります。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は
原案のとおり証明することに決定いたしました。

整理番号1番の審議が終了しましたので、吉野委員さんには自席に着席をしてい
ただくようお願いします。

次に整理番号2番について、担当委員の私から説明します。

8月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑にはネギ、キャベツ、インゲン、サトイモ、オクラ、キウイ、ブルーベリー、ナス、ブロッコリー、ニンジン、トウモロコシが植えてあり、適正に管理されてきました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号3番について説明します。

8月21日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は、ホウレン草、小松菜が植えてあり、きれいに手入れをされていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

委員

整理番号4番について説明します。

8月14日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、端の方にサトイモが植えてあり、耕作されていませんでしたが、これから植えるそうです。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号5番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号5番について説明します。

8月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑には、ジャガイモ、スイカが植えてあり、きちんと手入れされていました。

よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号6番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号6番について説明します。

8月20日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は、緑オクラと白いオクラを育てていました。その他にイチジク、シシトウ、ナスが植えてありきれいにされていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号7番について、影山委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 影山です。

整理番号7番について説明します。

8月14日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、何も植えていませんでしたが耕耘はしてありました。周りは草刈りもしてありきれいにしてありました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

事務局

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人であるため、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月20日に野村委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号2番

譲渡人の

さんから譲受人の

さんへの売買契約で

ございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人であるため、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月21日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

もともと梅の木がありました。何も耕作されていないが、これまでもしっかりと管理されていました。

議長

次に整理番号2番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号2番について説明します。

1筆が栗林、2筆がトウモロコシ、小麦が植えてあり、これからブルーベリーを植えていきたいと話していました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

《整理番号1番 議案参照 読み上げ》

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2025年10月1日から2030年9月30日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 整理番号1 別紙2》の調書を御覧ください。

事務局

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、彩の榊さんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、8月20日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番を御説明いたします。

《整理番号2番 議案参照 読み上げ》

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第4号 整理番号2 別紙1を御覧ください。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番については、新井委員さん欠席のため、補足説明はございません。

整理番号2番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 影山です。

整理番号2番について説明します。

ここは全面にんじんが植えてあり、露地野菜を植えていくそうです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

議長

挙手11により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、10件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 時 分から開会いたします。